

## 令和5年度 第2回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和5年11月22日(月) 13:00～13:50

2 場 所 T K P 札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール5G

3 委員定数 15名

4 出席委員 11名(一部オンライン出席)

〔 前田賢次会長、秋山秀司委員、扇柳尚英委員、佐藤みゆき委員、布川耕吉委員、  
祖母井里重子委員、川島康恵委員、倉知直美委員、東郷明子委員、  
苫米地司委員、中村祐子委員 〕

5 議事

- (1) 前回答申の処理状況
- (2) 諮問事項の審議

6 議事概要

(前田会長が議長となり、前田会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に布川委員、倉知委員を指名した。)

(1) 前回答申の処理状況

(審議に先立って、事務局から前回の答申の処理状況について資料に基づき説明した。)

(2) 諮問事項の審議

【事務局説明】

(事務局から諮問事項の概要について説明した。)

ア 諮問番号第944号(1)

【事務局説明】

諮問番号第944号(1) 幼稚園の設置者変更認可についてになります。こちらは学校法人藤学園が小樽市内に設置している「小樽藤幼稚園」の設置者変更認可申請になります。藤学園から幼稚園経営の長期的安定及び幼児教育の一層の充実を図るため、同じ教育理念のもと幼稚園経営を行っている学校法人北海道カトリック学園へ小樽藤幼稚園の設置者を変更する申請があったものでございます。今回、申請のあった学校法人藤学園及び変更後の設置者である学校法人北海道カトリック学園は、これまで適正な幼稚園運営を行っており、カトリックの理念に基づく幼児教育を行うという観点でも幼稚園の同一性が維持されることから、当該変更内容は設置者変更に係る審査基準を満たしていることを確認しております。なお、教職員数及び施設設備などについても、旧設置者から引き継ぎ、審査基準を満たしていることを確認しております。変更の時期は令和6年4月1日を予定しております。説明は、以上でございます。御審議

よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

イ 諮問番号第944号(2)

【事務局説明】

諮問番号第944号(2) 幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。こちらは学校法人札幌佐藤学園が江別市内に設置している「上江別幼稚園」の定員減認可申請があったものです。就園幼児の減少に伴い、定員の適正化を図るため、収容定員の減に係る認可申請があったものでございます。変更内容については、収容定員を240人から210人に減ずるもので、道の審査基準を満たしており、また、教職員及び施設設備などについても、審査基準を満たしていることを確認しております。変更の時期は令和6年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ウ 諮問番号第944号(3)

【事務局説明】

諮問番号第944号(3) 学校法人創志学園が設置する「クラーク記念国際高等学校」の学則変更認可申請でございますが、面接指導等実施施設である仙台学習センターにつきまして、建物の老朽化のため、現在使用している土地において改築し、改築期間に伴う仮移転を行う予定であったため、学則変更認可申請があったところでございます。諮問後に、仙台学習センター近隣物件の打診が売主側からあり、仮移転に伴う生徒・教職員の負担や、より生徒の学習環境に適している物件であることを勘案し、新しい物件を購入することとなりましたことから、申請者から学則変更認可申請の取り下げがあったところでございます。説明は以上でございます。

(出席委員からの質疑等はなく、次の諮問事項へ。)

エ 諮問番号第944号(4)

【事務局説明】

諮問番号第944号(4) 学校法人札幌静修学園が設置する「札幌静修高等学校」の学則変更認可申請についてでございます。本諮問事項は、全日制課程では対応が難しい生徒や不登校の生徒が増加していることを踏まえ、通信教育連携施設の設置場所等を変更するとともに、多様化する生徒の進路選択に対応するため、教育課程表の設定単位数を変更するものでございます。変更の時期は令和6年4月1日です。変更の内容でございますが、まず一つ目として、面接指導等実施施設の削除等といたしまして、現在の5施設から3施設を削除し2施設とするものです。また、名称変更が1施設となっております。変更後の施設定員は表のとおりとなっております。次に二つ目、学習等支援施設についてでございますが、現在の6施設から1施設を追加し、2施設を削除するものとなっております。変更後の施設定員は表のとおりでございます。

す。次に三つ目、教育課程表の変更についてでございますが、設定単位数を、現行の76単位から94単位に変更するものとなっております。変更内容につきまして審査基準を満たしていることを確認しております。説明は、以上です。

(議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった)

**【苫米地委員】**

通信制高校の設置基準等のうち、昨日か今日の新聞に、通信教育の質保証等についての記事があり、定員が増えるというように見えるが、定員が増えるのかどうかということを確認します。それから、文科省の通達で11月20日に新しい設置基準等が示されており、本諮問事項はその前の申請であることから、新しい設置基準に準拠する必要はないと思われませんが、その辺の道の考え方について伺います。

**【事務局説明】**

ただいまのご質問でございますが、まず定員につきましては、静修高校本校において不登校傾向の生徒や全日制課程での学習が難しい生徒のニーズが非常に高いということで、今ある教職員数等を踏まえ、本校に力を入れていくため、今回の学則変更がなされているところでございます。二点目、文科省の通知ですが、この度各都道府県の認可基準の標準例が示されたところで、その標準例を踏まえ、現在の設置基準を改正するかどうか今後検討して参りたいと考えております。

**【苫米地委員】**

定員は増えないということですか。

**【事務局】**

総定員は増えませんが、本校を重視し、総定員の中で本校の定員を増やすということです。

**【苫米地委員】**

それと前々から気になっていたのですが、変更の理由欄に「全日制課程では対応が難しい」や「不登校の生徒が増えている」ということが堂々と書かれていますが、これは如何なものかと思うんですが、このような状況が現実にあるということはわかるのですが、だからどんどん通信課程を増やしていいかどうかということは、審議会の問題にすべきと思います。その辺のことについて、文科省の新しい審査基準が示されたことから、道の方でも検討していただきたい。これは要望です。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

オ 諮問番号第944号(5)

**【事務局説明】**

諮問番号第944号(5) 学校法人野又学園が函館市内に設置する「函館大学付属有斗高等学校」の定員減認可申請についてでございます。本諮問事項は、「函館大学付属有斗高等学校」の収容定員につきまして、学齢人口の減少に伴い、定員の適正化を図るため、収容定員の減に係る認可申請があったものでございます。変更内容につきましては、普通科の収容定員を1学

年200人から20人減じ、180人とし、3学年の合計で600人から540人に減ずるものでございます。今回、申請のありました高等学校は、これまで適正な運営を行っており、教職員数及び施設・設備について設置基準を満たしており、変更内容は妥当なものと考えております。変更の時期は、令和6年4月1日となっております。説明は、以上です。御審議よろしく申し上げます。

(議長から各委員に意見等を確認したところ、扇柳委員から資料の誤りの指摘があり、他に出席委員からの質疑等はなく、全会一致で申請どおり認可とされた。)

#### カ 諮問番号第944号(6)

##### 【事務局説明】

諮問番号第944号(6)「岩谷学園ひがし北海道IT専門学校」の設置認可についてご説明いたします。学校法人岩谷学園が中標津町に「岩谷学園ひがし北海道IT専門学校」を設置するもので、令和4年度第2回私学審議会において計画が了承されたものでございます。開設時期は、令和6年4月を予定しておりまして、当該学校は高等教育機関のない根室管内における地元高校生の進学先の確保と、道東で盛んな酪農や観光などの地域産業において、IT技術の側面から支える人材の育成を目指すものでございます。本校の設置は、中標津町や地元有志により設立された岩谷学園誘致の会による地域要請を受け進められまして、農協や商工会などの関係機関との連携協定により、酪農家などの実習先の確保など、学校運営に地域が協力して行うこととしていただいております。修業年限等については、商業実務分野の専門課程で修業年限2年、入学定員60名の地域未来情報テクノロジー科、収容定員は120名となっております。生徒確保の見込みについて、昨年の計画申請時に道東の酪農や観光が盛んな地域の26校の高校生1～2年生を対象にアンケート調査を行いまして、当該校に興味があると回答した生徒が1年生で100名以上、今回対象となる2年生でも84名いたほか、現在、道外からの照会も多数あることから、十分に見込まれるものとなっております。校地については、中標津町から無償で借用することとしておりまして、20年間の土地使用貸借契約を締結済みでございます。校舎については当該法人が建設し自己所有することとしており、先月完成し、10月17日に登記済みとなっております。書面審査の結果、年間授業時間、教員数、校舎面積など、設置基準を満たしていることを確認済みとなっております。現地調査については、令和5年11月15日に私学審議会の布川委員と実施済みとなっております。説明は以上です。

##### 【現地調査報告】

○議長 それでは、現地調査に立ち会われた布川委員から、ご報告をお願いします。

○布川委員 昨年の令和4年11月22日開催された令和4年度第2回私立学校審議会において諮問があり、計画了承の答申をした「岩谷学園ひがし北海道IT専門学校」の設置認可に係る現地調査を、11月15日(水)に学事課職員2名とともにいたしましたので、その結果を報告いたします。学校関係者から申請書類に基づき説明を受けました。そして完成した非常にオリジナリティのあるデザイン性に富んだ校舎を見学させていただき、或いは設備の状況について、教室や実習室などが必要な面積、設備を備え申請どおり整備されていることを確認しております。そして提携

実習先の一つである農業生産法人、RARA Farm 中標津というところがあり、そちらが運営する酪農施設も見学させていただき、実習で扱う最先端の設備についても説明を受けました。教育目標、及び指導計画に基づく授業科目等の内容については、申請書類や提携実習先などにより、専修学校として、適正な内容であると認められます。以上が現地調査の結果です。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

キ 諮問番号第944号(7)

**【事務局説明】**

諮問番号第944号(7)「北海道シュタイナー学園いずみの高等専修学校」の設置認可について説明いたします。学校法人北海道シュタイナー学園が、豊浦町で運営する「北海道シュタイナー学園いずみの学校初等部、中等部」の既存校舎の中で、新たに「北海道シュタイナー学園いずみの高等専修学校」を設置するものです。当該法人は、ドイツ発祥のシュタイナー教育を取り入れておりまして、「一人ひとりの子どもの内に全人としての尊厳を尊重する。」という教育理念を基盤に、生徒の心身の発達に即した芸術性あふれる教育を行っており、平成20年に、政府の「豊浦自然と芸術」教育特区の認定を受け、豊浦町の協力で閉校後の豊浦中学校を無償で借用し、初等部と中等部を開校しております。高等部についてはNPO法人のフリースクールとして運営しておりました。現在、初等部・中等部で使用する校舎内に、NPO法人が高等部として運営する教室等を、学校法人の専修学校の教室と置き換えるため、施設整備に係る負担がないことから、昨年6月に改正された事務手続きの規定によりまして、設置計画は不要とし設置認可申請を行うものです。開設時期は令和6年4月を予定しております。本校は高等学校修学適齢期の者を対象にしまして、「国際教養学科」として一般教養や英語のほか第2外国語、シュタイナー教育独特の教科の一つである「オイリュトミー」では、歌や音楽を用いる舞台芸術のような授業で生徒の身体感覚と社会性を伸ばすなどし、地域社会を初め、世界に対して明るい未来を築いていける人材の育成を目指すものとなっております。海外でもシュタイナー教育を行う学校が設置されておりまして、相互交流も行われるものとなっております。当学科では、文化・教養分野の高等課程で、年間授業時数が1,162時間以上となっており、修業年限が3年、総授業時間数が2,590時間以上となっていることから、大学入学資格付与校としての要件を満たしておりまして、当該専修学校を卒業後は大学への進学が可能となり、高等学校が少なく通学環境の厳しい西胆振地区の新たな学びの場としても期待されるものとなっております。入学定員は27名で、収容定員は81名となっております。生徒確保の見込みについてですが、現在、中等部からの卒業生が10数名いるほか、シュタイナー教育や北海道の環境を求める道外からの移住者も若干名見込まれるため、十分となっております。また、大学入学資格付与校として認知されれば、地元近隣の生徒の進学も想定されまして、その辺につきましても十分に見込まれるものとなっております。校地及び校舎については、豊浦町から無償で借用しておりまして、平成20年から20年間の施設無償貸借契約を締結済となっております。こちらについては、再度20年間の契約継続も可能としております。書面審査の結果、年間授業時間、教員数など、校舎面積については共存する初等部及び中等部とともに設置基準を満たしていることを確認済みとなっております。現地調査については、令和5年11月13日に布川委員と実施済みとな

っております。説明は、以上でございます。

#### 【現地調査報告】

○議長　それでは、現地調査に立ち会われた布川委員から、ご報告をお願いします。

○布川委員　「北海道シュタイナー学園いずみの高等専修学校」の設置認可に係る現地調査を、11月13日（月）に学事課職員1名とともに行いました。当学校関係者から申請書類に基づきまして、シュタイナー教育の実践の説明を受けるとともに、既存の校舎の設備について、教室や実習室などの面積が申請どおりであることを確認しております。また、今ご説明ありましたとおり地域の高等学校の減少の状況等についても説明を受け、中学卒業後の進学先の一つとして、また全国のシュタイナー学園では初めての高等専修学校であるということで、その期待も高いことを確認しました。教育目標、及び指導計画に基づく授業科目等の内容については、申請書類などにより、高等専修学校として、適正な内容であると認められます。以上、現地調査の結果を報告いたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

#### ク 諮問番号第944号（8）

##### 【事務局説明】

それでは諮問番号第944号（8）「（仮称）北海道グローバル外語専門学校」の設置計画についてご説明いたします。学校法人吉田学園が札幌市に「（仮称）北海道グローバル外語専門学校」を設置する計画となっております。当該法人は、札幌市に吉田学園情報ビジネス専門学校などの専修学校を8校のほか札幌保健医療大学を設置し、これまで長年にわたり有為な人材を育成し、各界・各方面へ数多く輩出し地域社会に貢献してきたところでございます。今回新たに当該専門学校を設置するものとなっております。現代のグローバル社会において、豊かな言語力とコミュニケーション能力を備え、異文化を理解し柔軟な対応が出来る人材は、北海道における国際競争力の向上に必要不可欠であることから、直面する人材課題に対応すべく教育課程を編成し、語学系の専門学校として新たに設置するものとなっております。開設時期は、令和7年4月を予定しております。設置計画の内容は、文科・教養分野の専門課程で、修業年限が2年、入学定員が38名の韓国語コミュニケーション学科及び、グローバルビジネス学科、修業年限が1年で入学定員が20名のビジネスキャリア学科を設置し、収容定員を172名とするものとなっております。韓国語については、K-POPや韓流ブームもあり、近年、日本人の留学先として韓国が1～2番に選ばれている状況であり、生徒確保の見込みについては、まず、日本人を対象とした韓国語コミュニケーション学科については、道内で韓国語を学べる高校11校にアンケート調査を行い、7校から回答があり、履修生徒は252名いる状況となっておりますが、卒業後に「韓国語を学べる専門コースが少ない」ことから、韓国語関連の進路を選択出来ない環境にあることが分かりまして、また、当学科へも高い関心があるとの回答も多く、十分に見込まれるものとなっております。グローバルビジネス学科、ビジネスキャリア学科については、日本語教育機関を卒業した外国人を対象にしておりまして、札幌市内のそれら生徒にアンケート調査を実施し、176人から回答がありました。将来日本で就職を考える生徒が多く、卒

業後の進路で専門学校との回答が一番多く、分野についても観光、ビジネスの順に多く需要が見込まれるものとなっております。政府の教育未来創造会議では、2033年までの留学生に関する目標を提示しており、外国人留学生を40万人受入、日本人留学生を50万人送り出すと掲げていることから、今後、多くの需要が見込まれるところでございます。校舎については、札幌市東区の当該法人所有の既存校舎を改修し新たに開校することとしております。計画内容については、書面審査の結果、年間授業時間数、教員数、校舎面積など設置基準を満たしていることを確認済みとなっております。説明は、以上でございます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画了承とされた。)

ケ 諮問番号第944号(9)

【事務局説明】

それでは諮問番号第944号(9)「北見情報ビジネス専門学校」の目的変更認可について説明いたします。学校法人栗原学園が、北見市に設置する「北見情報ビジネス専門学校」において、現在の商業実務分野に加え、新たに工業分野を設置する目的変更認可申請となっております。当該学校では、これまで修業年限が2年の総合事務科及び、情報通信科、ホテル観光ビジネス学科の3科を、商業実務分野として専門的な学術技能を授けていたところでございます。このうち「情報通信科」は、当初は総合事務科とともに商業実務的分野が多くありましたが、カリキュラムや目的とする資格の変更を行い、情報処理における専門科目へと変更されることから、学習内容が工業分野となり目的を変更するものとなっております。当該学科の分野の変更に伴い、2つの分野が設置されることから、教員数や面積についての基準が新しくなりますが、この新基準についても満たしていることを確認済みとなっているところでございます。変更の時期については、令和6年4月1日となっております。説明は、以上でございます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

コ 諮問番号第944号(10)

【事務局説明】

それでは諮問番号第944号(10)「KIUアカデミーニセコ校」の各種学校の設置計画について説明いたします。京都府に所在する学校法人京都インターナショナルユニバーシティーがニセコ町にインターナショナルスクール「KIUアカデミーニセコ校」を設置する計画となっております。当該法人は、京都府で「京都インターナショナルユニバーシティー」として小学1年生から大学生までを対象に、日本語と英語で学ぶバイリンガル教育を行うインターナショナルスクールとして運営しております。将来、日本と世界のどこにおいても、次世代のリーダーとして積極的に社会に貢献できる能力と教養を身に付けた人材を育成することを目的としております。ニセコ町には既に北海道インターナショナルスクールニセコ校が存在しておりますが、2017年にニセコ町在住の有志の方々の招待で当該法人の理事長がバイリンガル教育の講演を行ったことをきっかけに、ニセコ地域での高度教育としてバイリンガル教育の要望があったことから設置の準備を進めておまして、今回、各種学校として設置を計画するものとなっております。開設時期は、令和7年4月を予定しております。計画の内容は、入学定員は10名で、

修業年限は小学部が1～5年の5年、中高等部が6～12年の7年で計12年、総定員は120名となっています。生徒確保の見込みについてですが、7月と10月に実施した学校説明会で実施したアンケートの結果で、多くの方が多言語教育をととても重視していることがわかったことと、当学校への入学を検討する家族が多数いることが分かりまして、生徒確保が見込まれているものとなっております。また、外資系ホテルの建設の予定が多いことから、十分に見込めると考えております。校地については既に取得済みで、校舎は建築し自己所有の予定となっております。計画内容については、書面審査の結果、年間授業時間数、教員数、校舎面積など設置基準を満たしていることを確認済みとなっております。なお、当法人は来年度の設置認可の際に所管庁である京都府へ寄附行為の変更認可を行います。既設の京都校を移転する際の借入による負債の割合が多くなっており、変更認可の審査基準を満たさない可能性があることから、現在、負債に係る償還計画等の見直しを行っておりまして、次の決算では審査基準を満たす予定となっております。説明は以上でございます。

(議長から各委員に意見等を確認したところ次のとおり質疑があった)

**【中村委員】**

今の説明の中で、同じような学校が3校あるということでしたが、今の学校の入学状況やそういったところの中身を教えていただければと思います。

**【事務局】**

ニセコ町には、北海道インターナショナルスクールのニセコ校がありまして、3校というのは京都を含めた数でしょうか。

**【中村委員】**

ニセコではないということでしょうか。ニセコでは初めての学校ということでしょうか。

**【事務局】**

ニセコでは2校目です。

**【中村委員】**

先程の説明ですと多数説明会にいらっしゃったとのことですが、その部分が既に1校ではばけてるということがわかれば需要があるというところと結びつくのかなと思い質問しました。

**【事務局】**

今ニセコ町にある既存の学校である北海道インターナショナルスクールのニセコ校では英語での教育となっております。今回新しくできるKIUアカデミーニセコ校は日本語と英語の両方で教えるバイリンガル教育となっており、両者違うものとなって競合しないことになっております。ちなみに、今の北海道インターナショナルスクールのニセコ校の生徒数の状況ですが、コロナ前から30人前後で推移しており、平成30年度で27名、令和元年度で28名となっているのですが、直近ですと令和4年度から42名となり今年の5月1日現在も42名となっていて、コロナ禍も終わり生徒数も増えてきている状況となっております。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画了承とされた。)



## 7 閉会

(以上をもって、令和5年度第2回北海道私立学校審議会を終了した。)